

# 議案及び説明 並びに参考資料

令和8年5月臨時会

池田市

## 目 次

1	報告第4号	専決事項の指定に係る処分報告について ……	1
	専決指定第1号	損害賠償の専決処分について ……	2
2	報告第5号	処分報告について ……	5
	専決第3号	池田市市税条例の一部改正について ……	6
		説 明 ……	13
		参 考 ……	16
3	報告第6号	処分報告について ……	53
	専決第4号	令和7年度池田市病院事業会計補正予算（第4号） ……	54
		説 明 ……	63
4	報告第7号	処分報告について ……	66
	専決第5号	令和7年度池田市一般会計補正予算（第16号） ……	67
		説 明 ……	71
		参 考 ……	91
5	報告第8号	債権の放棄に係る報告について ……	104
6	議会提出議案第1号	議長辞職の許可について ……	111
7	選挙第1号	議長の選挙について ……	112
8	議会提出議案第2号	副議長辞職の許可について ……	113
9	選挙第2号	副議長の選挙について ……	114
10	議会提出議案第3号	議会運営委員会委員の選任について ……	115
11	議会提出議案第4号	常任委員会委員の選任について ……	116
12	議会提出議案第5号	常任委員会委員長長の選任について ……	117
13	議会提出議案第6号	常任委員会副委員長長の選任について ……	118
14	選挙第3号	大阪府都市ボートレース企業団議会議員の選挙について ……	119
15	議案第38号	池田市市税条例の一部改正について ……	120
		説 明 ……	122
		参 考 ……	123
16	議案第39号	池田市監査委員の選任について ……	125
17	議案第40号	令和8年度池田市一般会計補正予算（第2号） ……	127
		説 明 ……	131
		参 考 ……	141



報告第 4 号

## 専決事項の指定に係る処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 5 月 14 日

池田市長 瀧澤 智子

理 由

令和 7 年度中に解決した議会の委任による専決処分について報告するものである。

## 専決指定第1号

### 損害賠償の専決処分について

「専決事項の指定について（平成19年9月28日議決）」に基づく令和7年度における専決処分は、次のとおりである。

※相手方の氏名及び住所その他個人を特定し得る情報は、秘匿する。

※所属部課の名称は、和解成立日現在のものを表記する。

#### 1 損害賠償の額を定め、及び和解した件（都市整備部土木管理課）

- (1) 相手方 A
- (2) 損害賠償の額 金27,908円
- (3) 和解成立日 令和7年8月4日
- (4) 事案の概要

令和7年6月15日、Aが運転する車両が池田市畑3丁目地内（市道五月山箕面線）を走行していたところ、道路の中央部にあったポットホール（舗装が剥がれた穴）上を通過したことにより、当該車両の右前輪がパンクした。

#### 2 損害賠償の額を定め、及び和解した件（まちづくり環境部業務センター）

- (1) 相手方 B
- (2) 損害賠償の額 金53,200円
- (3) 和解成立日 令和7年11月27日
- (4) 事案の概要

令和7年8月29日、職員が運転する公用車が阪急バス石橋営業所前の

交差点（池田市井口堂1丁目9番）を直進したところ、Bが運転する車両が対向車線から同交差点を右折し、当該公用車の右前方とBが運転する車両の左前方が衝突した。

3 損害賠償の額を定め、及び和解した件（総務部総務課）

- (1) 相手方 C
- (2) 損害賠償の額 金68,561円
- (3) 和解成立日 令和7年11月25日
- (4) 事案の概要

令和7年9月24日、職員が自転車で走行していたところ、Cの自宅の駐車スペースに駐車していたCの車両に誤って接触し、当該車両を破損させた。

4 損害賠償の額を定め、及び和解した件（都市整備部土木管理課）

- (1) 相手方 D
- (2) 損害賠償の額 金105,875円
- (3) 和解成立日 令和7年11月26日
- (4) 事案の概要

令和7年5月25日、Dの父親が、Dの所有する車両を運転して池田市渋谷1丁目9番8号地先（市道五月丘渋谷線）を走行していたところ、マンホール横の亀甲状にひび割れた舗装の上を通過した際、舗装の一部が跳ね上がり、当該車両の右前ホイールを損傷した。

5 損害賠償の額を定め、及び和解した件（子ども・健康部子ども未来課）

- (1) 相手方 E
- (2) 損害賠償の額 金14,900円

(3) 和解成立日 令和8年3月17日

(4) 事案の概要

令和8年2月6日、池田市産後ケア事業訪問型を利用者の自宅にて実施中、訪問助産師が当該利用者の子であるE（0歳）を膝の上に乗せて塗り薬を塗布していたところ、Eが立ち上がってバランスを崩し、木製のベッドフレームの角に眉間をぶつけ、1センチメートル程度の皮下出血を負った。

## 処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、池田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月14日 提出

池田市長 瀧澤 智子

### 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので専決処分したものである。

専決第3号

池田市市税条例の一部改正について

池田市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月31日 専決処分

池田市長 瀧澤 智子

## 池田市条例第20号

### 池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第11条中「、第93条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第93条の6第1項の申告書、」を削る。

第20条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第92条第1項中「3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、法第442条第3号」を「法第442条第1号」に改め、「種別割によって」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第93条第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第93条の2の2から第93条の8までを削る。

第94条（見出しを含む。）、第95条（見出しを含む。）及び第96条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第97条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中

「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第98条の見出し、第99条（見出しを含む。）及び第100条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第101条第2項中「第92条第3項ただし書」を「第92条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第11条の2の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

#### 第11条の2 削除

附則第11条の3に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改める。

附則第13条第2項中「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項、第14項から第16項まで、第18項、第23項、第30項から第32項まで、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第13条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下の範囲内において市長が定める割合」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下の範囲内において市長が定める割合」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」

に、「3分の2」を「3分の1以上3分の2以下の範囲内において市長が定める割合」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「3分の1以上3分の2以下の範囲内において市長が定める割合」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「2分の1以上10分の7以下の範囲内において市長が定める割合」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「2分の1以上6分の5以下の範囲内において市長が定める割合」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「2分の1以上6分の5以下の範囲内において市長が定める割合」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第18項を第15項とし、第19項を第16項とする。

附則第14条の見出し中「固定資産税」を「固定資産税等」に改め、同条第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附

則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第34条の2から第34条の6までを削る。

附則第35条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第35条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別

割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第36条第3項第2号、第37条第3項第2号及び第38条第3項第2号中「、附則第11条の2第1項及び附則第11条の3第1項」を「及び第11条の3第1項」に改める。

附則第39条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第41条第5項第2号、第42条第2項第2号及び第48条第2項第2号中「、附則第11条の2第1項及び附則第11条の3第1項」を「及び第11条の3第1項」に改める。

附則第49条第2項第2号及び第5項第2号並びに第50条第2項第2号及び第5項第2号中「、第11条の2第1項」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の池田市市税条例（次条第1項及び附則第4条第1項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び附則第4条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例に

よる。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(池田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 池田市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

## 池田市市税条例の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行等に伴い、本条例の一部改正を行ったものである。

### 1 軽自動車税関係

#### (1) 軽自動車税の環境性能割の廃止等

軽自動車税の環境性能割を廃止し、軽自動車税の種別割を軽自動車税とするものであること。また、これに伴う所要の規定の整備を行うものであること。

（第9条、第11条、第92条、第93条、旧第93条の2の2から第93条の8まで、第94条から第101条まで、旧附則第34条の2から第34条の6まで及び附則第35条の2関係）

#### (2) 軽自動車税のグリーン化特例の適用期間の延長等

環境性能に優れた軽自動車の軽自動車税を軽減する特例（グリーン化特例）のうち、3輪以上の軽自動車であって電気自動車等であるものに係る新規登録の翌年度に限り税率の概ね75パーセントを軽減する特例措置について、当該新規登録の期間を令和8年3月31日までとじていたところ、令和10年3月31日まで延長するものであること。また、1(1)に係る整備を行うものであること。

（附則第35条関係）

### 2 個人市民税関係

#### (1) 特定大口株主配当等の特定配当等への追加

特定大口株主配当等（所得割の納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で、株式等の保有割合が100分の3以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等）を引き続き総合課税の対象とした上で、配当割の対象とするものであること。

（第20条関係）

(2) 住宅借入金等特別税額控除に係る規定の整備

地方税法（昭和25年法律第226号）における平成28年度までの個人住民税に適用される住宅借入金等特別税額控除の規定の廃止に伴い、所要の規定を整備するものであること。

（附則第11条の2、第11条の3、第36条から第38条まで、  
第41条、第42条及び第48条から第50条まで関係）

(3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例の適用期間の延長

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例について、令和8年度までを適用期間としていたところ、令和11年度まで延長するものであること。

（附則第39条関係）

3 固定資産税及び都市計画税関係

(1) 固定資産税等の課税標準の特例措置及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る改正

固定資産税等の課税標準の特例措置の改正に伴い、都市計画税の読替規定及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の規定中引用条項の整理を行うものであること。また、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象及び割合を定めるに当たっての参酌基準が変更されたことに伴い、所要の規定を整備するものであること。

（附則第13条及び第13条の2関係）

(2) 実演芸術公演施設の改修に係る固定資産税等の減額措置の拡充等

高齢者、障害者等の利便性及び安全性の向上を目的とした一定の改修工事が行われた建築物に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、実演芸術の公演の用に供する施設を対象としていたところ、その対象を拡充するものであること。また、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴う引用条項の整理を行うものであること。

（附則第14条関係）

4 施行期日等

この条例は、令和8年4月1日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

（改正条例附則関係）

報告第5号 参 考

池田市市税条例の一部を改正する条例対照表

改 正 前	改 正 後
<p>1 池田市市税条例</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第9条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第34条、第40条、第41条若しくは第44条(第56条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の4第1項(第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第55条、第77条、第93条の6第1項、第95条第2項、第108条第1項若しくは第2項、第112条第2項、第121条第1項又は第134条第3項に規定する</p>	<p>1 池田市市税条例</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第9条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第34条、第40条、第41条若しくは第44条(第56条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の4第1項(第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第55条、第77条、第95条第2項、第108条第1項若しくは第2項、第112条第2項、第121条第1項又は第134条第3項に規定する納期限後にその税金</p>

改 正 前	改 正 後
<p>納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第93条の6第1項の申告書</u>、第108条第1項若しくは第2項の申告書又は第121条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第93条の6第1項の申告書</u>、第108条第1項若しくは第2項の申告書又は第121条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第12条～第19条 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p>	<p>を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第108条第1項若しくは第2項の申告書又は第121条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第108条第1項若しくは第2項の申告書又は第121条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第12条～第19条 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等 (<u>以下この項及び次項並びに第26条において「特定配当等」という。</u>)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第21条～第91条 (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第92条 軽自動車税は、<u>3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、法第442条第3号に規定する軽自動車等</u> (以下この節において「軽自動車等」という。)に対し、当該軽自動車等の所有者に<u>種別割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。</u>ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>これを課さない。</u></p>	<p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等 (<u>次項及び第26条において「特定配当等」という。</u>) (<u>同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。</u>)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第21条～第91条 (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第92条 軽自動車税は、<u>法第442条第1号に規定する軽自動車等</u> (以下この節において「軽自動車等」という。)に対し、当該軽自動車等の所有者に課する。</p> <p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。</u>ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第93条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上</p>	<p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第93条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>第93条の2 (略)</p> <p><u>(環境性能割の課税免除)</u></p> <p>第93条の2の2 市長は、日本赤十字社が直接専用する3輪以上の軽自動車<u>(前条に規定する軽自動車等に該当するものを除く。)</u>のうち必要と認めるものに対しては、<u>環境性能割を課さない。</u></p> <p>2 前項の規定による環境性能割の課税免除を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p>第93条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p> <p>第93条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</p>	<p>第93条の2 (略)</p>

改 正 前

改 正 後

む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第93条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第93条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第93条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限

改 正 前	改 正 後
<p>は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p>第93条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第100条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、<u>環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p><u>(種別割の税率)</u></p> <p>第94条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(種別割の賦課期日及び納期)</u></p> <p>第95条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(種別割の徴収の方法)</u></p> <p>第96条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p><u>(種別割に関する申告又は報告)</u></p> <p>第97条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下こ</p>	<p><u>(軽自動車税の税率)</u></p> <p>第94条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</u></p> <p>第95条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(軽自動車税の徴収の方法)</u></p> <p>第96条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p><u>(軽自動車税に関する申告又は報告)</u></p> <p>第97条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以</p>

改 正 前	改 正 後
<p>の節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(種別割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第99条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等で特に必要があると認めるものについては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第100条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものについては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定によ</p>	<p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第99条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等で特に必要があると認めるものについては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第100条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものについては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定</p>

改 正 前	改 正 後
<p>り交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第101条 （略）</p> <p>2 法第445条若しくは第93条の2又は<u>第92条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車等が法第445条若しくは第93条の2又は<u>第92条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 （略）</p>	<p>4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第101条 （略）</p> <p>2 法第445条若しくは第93条の2又は<u>第92条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車等が法第445条若しくは第93条の2又は<u>第92条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 （略）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>第102条～第142条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第11条 (略)</p> <p><u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p>第11条の2 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>第102条～第142条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第11条 (略)</p> <p>第11条の2 削除</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第25条及び第26条第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第11条の2第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第11条の2第1項」とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>第11条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条</u></p>	<p><u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u></p> <p>第11条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）には、<u>法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除す</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条の4～第12条の2 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第138条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>	<p>る。</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条の4～第12条の2 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項、第14項から第16項まで、第18項、第23項、第30項から第32項まで、第36項、第40項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第138条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1以上3分の2以下の範囲内において市長が定める割合</u>とする。</p> <p>4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1以上3分の2以下の範囲内において市長が定</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>	<p>める割合とする。</p> <p>5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1以上3分の2以下の範囲内において市長が定める割合</u>とする。</p>
<p>6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>	<p>6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1以上3分の2以下の範囲内において市長が定める割合</u>とする。</p>
<p>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。</p>	<p>7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1以上10分の7以下の範囲内において市長が定める割合</u>とする。</p>
<p>8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>	<p>8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1以上6分の5以下の範囲内において市長が定める割合</u>とする。</p>
<p>9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>	<p>9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1以上6分の5以下の範囲内において市長が定める割合</u>とする。</p>
<p>10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>	<p>10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>
<p>11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定す</p>	

改 正 前	改 正 後
<p><u>る条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>1 2 <u>法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>1 3 <u>法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>1 4 <u>法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>1 5 <u>法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>1 6 <u>法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>1 7 <u>法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>1 8・19 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する<u>固定資産税</u>の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けよう</p>	<p>1 1 <u>法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>1 2 <u>法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>1 3 <u>法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>1 4 <u>法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>1 5・16 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する<u>固定資産税等</u>の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けよう</p>

改 正 前	改 正 後
<p>とする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>令附則第12条第16項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>とする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>令附則第12条第17項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該</p>	<p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該</p>

改 正 前	改 正 後
<p>者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記</p>	<p>者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記</p>

改 正 前	改 正 後
<p>載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障</p>	<p>載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第15条～第34条 (略)</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)</u></p> <p><u>第34条の2 市長は、当分の間、第93条の2の2の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を課税免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p>	<p><u>第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第15条～第34条 (略)</p>

改 正 前

改 正 後

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第34条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断は、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき行うものとする。

3 当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第34条の4の規定により読み替えられた第93条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において当該賦課徴収を行う者が知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大

改 正 前

改 正 後

臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第34条の3 市長は、当分の間、第93条の8の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車税に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第34条の4 第93条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第34条の5 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各

改 正 前

改 正 後

号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第34条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第93条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第93条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第35条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第94条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第35条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第94条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改 正 前	改 正 後
(略)	(略)
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>法第446条第1項第3号</u>に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和4年4月1日</u>から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>同項</u>に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和7年4月1日</u>から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>令和8年度分</u>の軽自動車税に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>
<p>4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車</u>（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年</p>	

改 正 前	改 正 後
<p><u>4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第35条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第95条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足</p>	<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第35条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第95条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係</p>

改 正 前	改 正 後
<p>額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、<u>軽自動車税の種別割</u>に関する規定（第97条及び第98条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき<u>軽自動車税の種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 <u>第2項の規定の適用がある場合における第11条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第35条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の種別割の納期限とし、当該）」とする。</u></p> <p>第35条の3 （略） （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第36条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、</u></p>	<p>る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第97条及び第98条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第35条の3 （略） （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第36条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項及び第11条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>第25条、第26条第1項、附則第10条第1項、<u>附則第11条の2第1項及び附則第11条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項、<u>附則第11条の2第1項及び附則第11条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項、<u>附則第11条の2第1項及び附則第11条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第3</p>	<p>則第10条第1項及び第11条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項及び<u>第11条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項及び<u>第11条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と</p>

改 正 前	改 正 後
<p>7条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項、<u>附則第11条の2第1項及び附則第11条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項、<u>附則第11条の2第1項及び附則第11条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る</p>	<p>する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項及び<u>第11条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項及び<u>第11条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る</p>

改 正 前	改 正 後
<p>個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第39条 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し</p>	<p>個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第39条 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対</p>

改 正 前	改 正 後
<p>て課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡でなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項、<u>附則第11条の2第1項及び附則第11条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、<u>附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡でなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項及び<u>第11条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項及び<u>第11条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項、<u>附則第11条の2第1項及び附則第11条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項、<u>附則第11条の2第1項及び附則第11条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第43条～第47条 (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項<u>及び第11条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項<u>及び第11条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第43条～第47条 (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項、<u>附則第11条の2第1項及び附則第11条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、<u>附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項並びに附則第10条第1項、<u>第11条の2第1項及び第11条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項<u>及び第11条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、<u>附則第10条第1項及び第11条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項並びに附則第10条第1項及び第11条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第25条、第26条第1項並びに附則第10条第1項、<u>第11条の2第1項</u>及び第11条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項並びに附則第10条第1項、<u>第11条の2第1項</u>及び第11条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項並びに附則第10条第1項、<u>第11条の2第1項</u>及び第11条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>並びに附則第10条第1項及び第11条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項並びに附則第10条第1項及び第11条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項並びに附則第10条第1項及び第11条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項並びに附則第10条第1項、<u>第11条の2第1項</u>及び第11条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項並びに附則第10条第1項、<u>第11条の2第1項</u>及び第11条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項並びに附則第10条第1項、<u>第11条の2第1項</u>及び第11条の3第1項の規定の適用について</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項並びに附則第10条第1項及び第11条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項並びに附則第10条第1項及び第11条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項並びに附則第10条第1項及び第11条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の</p>

改 正 前	改 正 後
<p>は、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項並びに附則第10条第1項、<u>第11条の2第1項</u>及び第11条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第50条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第51条～第56条 (略)</p> <p>2 池田市市税条例等の一部を改正する条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る池田市市税条例第94条及び附則第35条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項並びに附則第10条第1項及び第11条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第50条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第51条～第56条 (略)</p> <p>2 池田市市税条例等の一部を改正する条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る池田市市税条例第94条及び附則第35条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改 正 前

(略)

第7条 (略)

改 正 後

(略)

第7条 (略)



## 処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 記

令和7年度池田市病院事業会計補正予算（第4号）

令和8年5月14日 提出

池田市長 瀧澤 智子

### 理 由

みんなでつくるまちの寄付金の額の確定に伴い、池田市病院事業に係る寄付について令和7年度として予算化する必要が生じたので、専決処分したものである。

令和7年度池田市病院事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和7年度池田市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入）

第2条 令和7年度池田市病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額371,763千円は、内部留保資金で補てんするものとする。）

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	4,140,637	6,900	4,147,537
第3項 寄 附 金	2,000	6,900	8,900

令和8年3月31日 専決処分

大阪府池田市長 瀧澤 智子

# 令和7年度池田市病院事業会計補正予算実施計画

## 資本的収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
資本的収入			4,140,637	6,900	4,147,537
	寄附金		2,000	6,900	8,900
		寄附金	2,000	6,900	8,900

## 令和7年度池田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益又は当年度純損失 (△)	△ 1,477,765
減価償却費	592,042
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	191,266
賞与引当金・法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	8,436
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 545
長期前受金戻入	△ 36,822
受取利息	△ 2,070
支払利息	80,754
固定資産除却費	53,000
未収金の増減額 (△は増加)	124,213
未払金の増減額 (△は減少)	569,474
小計	101,983
利息の受取額	2,070
利息の支払額	△ 80,754
業務活動によるキャッシュ・フロー	23,299

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△	3,254,092
寄附金等による収入		<u>8,900</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	3,245,192

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		3,579,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△	916,335
リース債務の返済による支出	△	23,465
他会計からの出資による収入		<u>559,237</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,198,837

資金増加額（又は減少額）	△	23,056
資金期首残高		<u>2,292,675</u>
資金期末残高		<u><u>2,269,619</u></u>

# 令和7年度池田市病院事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

## 資 産 の 部

### 1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産	千円	千円	千円	千円
(ア) 土地		6,145,361		
(イ) 建物	19,673,504			
減価償却累計額	<u>△ 14,175,309</u>	5,498,195		
(ロ) 構築物	507,441			
減価償却累計額	<u>△ 506,441</u>	1,000		
(ハ) 器械及び備品	7,294,982			
減価償却累計額	<u>△ 3,829,109</u>	3,465,873		
(ニ) 車両	1,689			
減価償却累計額	<u>△ 1,605</u>	84		
(ホ) リース資産	206,000			
減価償却累計額	<u>△ 112,244</u>	93,756		
(ヘ) 建設仮勘定		<u>104,576</u>		
有形固定資産合計			15,308,845	

(2) 無形固定資産			
(ア) 電話加入権	2,243		
(イ) その他無形固定資産	<u>18,936</u>		
無形固定資産合計		<u>21,179</u>	
固定資産合計			15,330,024
2 流動資産			
(1) 現金預金		2,269,619	
(2) 未収金	2,088,712		
貸倒引当金	<u>△ 11,756</u>	2,076,956	
(3) 貯蔵品		<u>73,188</u>	
流動資産合計			<u>4,419,763</u>
資産合計			<u><u>19,749,787</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

(ア) 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

6,452,492

企業債合計

6,452,492

(2) リース債務

18,865

(3) 引当金

(ア) 退職給付引当金

1,974,950

引当金合計

1,974,950

固定負債合計

8,446,307

4 流動負債

(1) 企業債

(ア) 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

893,266

企業債合計

893,266

(2) リース債務

21,112

(3) 未払金

2,244,134

(4) 引当金

(ア) 賞与引当金

328,189

(イ) 法定福利費引当金

66,159

引当金合計

394,348

(5) 預り金

90,856

流動負債合計

3,643,716

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

397,662

収 益 化 累 計 額

△ 264,431

繰 延 収 益 合 計

133,231

負 債 合 計

12,223,254

資 本 の 部

6 資 本 金

26,399,182

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

(ア) 受 贈 財 産 評 価 額

11,380

資 本 剰 余 金 合 計

11,380

(2) 利 益 剰 余 金

(ア) 当 年 度 未 処 理 欠 損 金

18,884,029

利 益 剰 余 金 合 計

△ 18,884,029

剰 余 金 合 計

△ 18,872,649

資 本 合 計

7,526,533

負 債 資 本 合 計

19,749,787



報告第6号 説明

令和7年度

池田市病院事業会計補正予算説明

(第4号)

資 本 的 収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	節	金 額	説 明
		千円	千円	千円		千円	千円
資 本 的 収 入		4,140,637	6,900	4,147,537			
寄 附 金		2,000	6,900	8,900			
	寄 附 金	2,000	6,900	8,900			
					寄 附 金	6,900	ふるさと納税寄附 金等 6,900 追加



## 処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 記

令和7年度池田市一般会計補正予算（第16号）

令和8年5月14日 提出

池田市長 瀧澤 智子

### 理 由

地方交付税等の確定に伴い、令和7年度として予算化する必要が生じたので、専決処分したものである。

専決第5号

令和7年度池田市一般会計補正予算（第16号）

令和7年度池田市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,048千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,760,569千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年3月31日 専決処分

大阪府池田市長 瀧澤 智子

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地 方 譲 与 税		239,600	△2,760	236,840
	4 森 林 環 境 譲 与 税	15,600	△2,760	12,840
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		210,000	139,325	349,325
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	210,000	139,325	349,325
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,500,000	236,616	2,736,616
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,500,000	236,616	2,736,616
11 地 方 交 付 税		6,705,787	80,872	6,786,659
	1 地 方 交 付 税	6,705,787	80,872	6,786,659
16 府 支 出 金		3,789,029	14,843	3,803,872
	2 府 補 助 金	420,117	14,843	434,960
18 寄 附 金		239,070	16,662	255,732
	1 寄 附 金	239,070	16,662	255,732
19 繰 入 金		1,338,334	△487,506	850,828
	1 繰 入 金	1,338,334	△487,506	850,828
21 市 債		1,848,500	△100	1,848,400
	1 市 債	1,848,500	△100	1,848,400
歳 入 合 計		48,762,617	△2,048	48,760,569

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		5,228,816	△114,729	5,114,087
	1 総 務 管 理 費	3,995,451	△114,729	3,880,722
3 民 生 費		23,598,244	31,216	23,629,460
	1 社 会 福 祉 費	11,850,831	2,697	11,853,528
	2 児 童 福 祉 費	9,893,459	28,519	9,921,978
4 衛 生 費		4,062,508	9,835	4,072,343
	1 保 健 衛 生 費	2,556,163	9,835	2,565,998
8 土 木 費		3,570,390	14,308	3,584,698
	4 都 市 計 画 費	2,371,560	14,308	2,385,868
10 教 育 費		5,984,344	35,086	6,019,430
	1 教 育 総 務 費	1,640,321	32,118	1,672,439
	6 社 会 教 育 費	1,886,154	2,968	1,889,122
13 予 備 費		135,094	22,236	157,330
	1 予 備 費	135,094	22,236	157,330
歳 出 合 計		48,762,617	△2,048	48,760,569

第2表 地方債補正

補 正 前									
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法				
					償還期限	据置期間	償 還 方 法	そ の 他	
社会教育施設整備事業	千円 353,000	普通貸借又は 証 券 発 行	%以内 7	政府 大阪府 銀行 その他	年以内 20	年以内 3	年賦又は半年賦 元金又は元利均 等その他	市財政等の都合により 翌年度以降の発行、償 還方法の変更をすること ができる。  利率見直し方式で借入 れる場合は、利率見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率を適用することがで きる。	
計	1,848,500								

補 正 後									
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法				
					償還期限	据置期間	償 還 方 法	そ の 他	
社会教育施設整備事業	千円 352,900	普通貸借又は 証 券 発 行	%以内 7	政府 大阪府 銀行 その他	年以内 20	年以内 3	年賦又は半年賦 元金又は元利均 等その他	市財政等の都合により 翌年度以降の発行、償 還方法の変更をすること ができる。  利率見直し方式で借入 れる場合は、利率見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率を適用することがで きる。	
計	1,848,400								

報告第7号 説明

令和7年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一般会計第16号

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	239,600	△2,760	236,840
5 株式等譲渡所得割交付金	210,000	139,325	349,325
7 地方消費税交付金	2,500,000	236,616	2,736,616
11 地方交付税	6,705,787	80,872	6,786,659
16 府支出金	3,789,029	14,843	3,803,872
18 寄附金	239,070	16,662	255,732
19 繰入金	1,338,334	△487,506	850,828
21 市債	1,848,500	△100	1,848,400
歳入合計	48,762,617	△2,048	48,760,569

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 総務費	5,228,816	△114,729	5,114,087			△114,729	
3 民生費	23,598,244	31,216	23,629,460			35,091	△3,875
4 衛生費	4,062,508	9,835	4,072,343			9,977	△142
7 商工費	494,317	0	494,317			0	
8 土木費	3,570,390	14,308	3,584,698			3,113	11,195
10 教育費	5,984,344	35,086	6,019,430	14,843	△100	35,704	△15,361
13 予備費	135,094	22,236	157,330				22,236
歳出合計	48,762,617	△2,048	48,760,569	14,843	△100	△30,844	14,053

歳

入

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 4 森林環境譲与税

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 森林環境 譲与税	15,600	△2,760	12,840	1 森林環境 譲与税	△2,760	森林環境譲与税 △2,760 減額
計	15,600	△2,760	12,840			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	210,000	139,325	349,325	1 株式等譲渡所得割交付金	139,325	株式等譲渡所得割交付金 139,325 追加
計	210,000	139,325	349,325			

## (款) 7 地方消費税交付金

## (項) 1 地方消費税交付金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	2,500,000	236,616	2,736,616	1 地方消費税交付金	236,616	地方消費税交付金 236,616 追加
計	2,500,000	236,616	2,736,616			

## (款) 11 地方交付税

## (項) 1 地方交付税

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	6,705,787	80,872	6,786,659	1 地方交付税	80,872	特別交付税 80,872 追加
計	6,705,787	80,872	6,786,659			

(款) 16 府 支 出 金

(項) 2 府 補 助 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費府 補助金	6,977	14,843	21,820	3 振興補助	14,843	振興補助 14,843 追加
計	420,117	14,843	434,960			

(款) 18 寄 附 金

(項) 1 寄 附 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 指定寄附金	239,070	16,662	255,732	1 みんなでつくるまちの寄附金	16,662	みんなでつくるまちの寄附金 16,662 追加
計	239,070	16,662	255,732			

## (款) 19 繰入金

## (項) 1 繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	1,329,872	△487,506	842,366	1 財政調整基金繰入金	△440,000	財政調整基金繰入金 △440,000 減額
				3 福祉基金繰入金	△3,432	福祉基金繰入金 △3,432 減額
				4 緑化基金繰入金	△4,785	緑化基金繰入金 △4,785 減額
				11 教育振興基金繰入金	△10,000	教育振興基金繰入金 △10,000 減額
				13 みんなでつくるまち推進基金繰入金	△29,289	みんなでつくるまち推進基金繰入金 △29,289 減額
計	1,338,334	△487,506	850,828			

(款) 21 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 教育債	484,000	△100	483,900	1 社会教育 施設整備 事業債	△100	社会教育施設整備事業債 △100 減額
計	1,848,500	△100	1,848,400			



歲

出

3 歳 出

(款) 2 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	1,702,142	12,138	1,714,280			12,138		24 積立金	12,138	公共施設整備基金 4,924 追加 世界に誇れる安全で安心な まちづくり基金 7,214 追加
9 公益活動 促進費	6,238	440	6,678			440		24 積立金	440	公益活動促進基金 440 追加
13 自治振興費	479,793	△129,347	350,446			△129,347		24 積立金	△129,347	みんなでつくるまち推進基 金 △129,347 減額
14 文化振興費	27,419	2,040	29,459			2,040		24 積立金	2,040	文化振興基金 2,040 追加
計	3,995,451	△114,729	3,880,722			△114,729				

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	5,575,335	2,697	5,578,032			6,572	△3,875	24 積立金	2,697	福祉基金 2,697 追加
計	11,850,831	2,697	11,853,528			6,572	△3,875			

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費	5,710,650	28,519	5,739,169			28,519		24 積立金	28,519	子ども・子育て基金 28,519 追加
計	9,893,459	28,519	9,921,978			28,519				

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 保健衛生 総務費	413,085	2,935	416,020			2,935		24 積立金	2,935	環境基金 2,935 追加
5 病院費	800,000	6,900	806,900			6,900		27 繰出金	6,900	病院企業会計繰出金 6,900 追加
計	2,556,163	9,835	2,565,998			9,835				

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
2 塵芥処理費	1,020,137	0	1,020,137			142	△142			財源更正
計	1,506,345	0	1,506,345			142	△142			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
2 商工振興費	424,155	0	424,155			0				
計	494,317	0	494,317			0				

## (款) 8 土木費

## (項) 4 都市計画費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 都市計画 総務費	138,171	0	138,171			1,645	△1,645			財源更正
3 緑化事業費	23,576	14,308	37,884			1,468	12,840	24 積立金	14,308	緑化基金 14,308 追加
計	2,371,560	14,308	2,385,868			3,113	11,195			

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
5 教育振興費	18,812	32,118	50,930			32,118		24 積立金	32,118	教育振興基金 32,118 追加
計	1,640,321	32,118	1,672,439			32,118				

## (款) 10 教育費

## (項) 5 給食センター費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 給食センター管理費	908,473	0	908,473	14,843			△14,843			財源更正
計	908,473	0	908,473	14,843			△14,843			

## (款) 10 教育費

## (項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会教育管理費	1,153,297	0	1,153,297		△100	86	14			財源更正
11 社会体育振興費	31,891	2,968	34,859			3,500	△532	24 積立金	2,968	スポーツ振興基金 2,968 追加
計	1,886,154	2,968	1,889,122		△100	3,586	△518			

(款) 13 予備費

(項) 1 予備費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1 予備費	135,094	22,236	157,330				22,236		予備費 22,236 追加	
計	135,094	22,236	157,330				22,236			

# 参 考 资 料

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		17,375,300	—	17,375,300
	1 市 民 税	8,459,300	—	8,459,300
	2 固 定 資 産 税	6,706,000	—	6,706,000
	3 軽 自 動 車 税	148,500	—	148,500
	4 市 た ば こ 税	560,000	—	560,000
	5 入 湯 税	5,000	—	5,000
	6 都 市 計 画 税	1,496,500	—	1,496,500
2 地 方 譲 与 税		239,600	△2,760	236,840
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	41,000	—	41,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	134,000	—	134,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	49,000	—	49,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	15,600	△2,760	12,840
3 利 子 割 交 付 金		37,000	—	37,000
	1 利 子 割 交 付 金	37,000	—	37,000
4 配 当 割 交 付 金		166,000	—	166,000
	1 配 当 割 交 付 金	166,000	—	166,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		210,000	139,325	349,325
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	210,000	139,325	349,325

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		340,000	—	340,000
	1 法人事業税交付金	340,000	—	340,000
7 地方消費税交付金		2,500,000	236,616	2,736,616
	1 地方消費税交付金	2,500,000	236,616	2,736,616
8 ゴルフ場利用税交付金		70,000	—	70,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	70,000	—	70,000
9 環境性能割交付金		60,000	—	60,000
	1 環境性能割交付金	60,000	—	60,000
10 地方特例交付金		89,216	—	89,216
	1 地方特例交付金	88,716	—	88,716
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地方交付税		6,705,787	80,872	6,786,659
	1 地方交付税	6,705,787	80,872	6,786,659
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		322,558	—	322,558
	1 負担金	322,558	—	322,558

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		990,809	—	990,809
	1 使用料	733,429	—	733,429
	2 手数料	256,438	—	256,438
	3 証紙収入	942	—	942
15 国庫支出金		11,054,268	—	11,054,268
	1 国庫負担金	7,217,247	—	7,217,247
	2 国庫補助金	929,202	—	929,202
	3 国庫委託金	113,426	—	113,426
	4 国庫交付金	2,794,393	—	2,794,393
16 府支出金		3,789,029	14,843	3,803,872
	1 府負担金	2,937,997	—	2,937,997
	2 府補助金	420,117	14,843	434,960
	3 府委託金	112,946	—	112,946
	4 府交付金	317,969	—	317,969
17 財産収入		33,902	—	33,902
	1 財産運用収入	21,536	—	21,536
	2 財産売払収入	12,366	—	12,366
18 寄附金		239,070	16,662	255,732

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	239,070	16,662	255,732
19 繰 入 金		1,338,334	△487,506	850,828
	1 繰 入 金	1,338,334	△487,506	850,828
20 諸 収 入		1,339,119	—	1,339,119
	1 延滞金加算金及び過料	20,000	—	20,000
	2 市 預 金 利 子	1,312	—	1,312
	3 貸付金元利収入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	400,000	—	400,000
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	774,707	—	774,707
21 市 債		1,848,500	△100	1,848,400
	1 市 債	1,848,500	△100	1,848,400
22 繰 越 金		2,125	—	2,125
	1 繰 越 金	2,125	—	2,125
	歳 入 合 計	48,762,617	△2,048	48,760,569

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		381,884	—	381,884
	1 議 会 費	381,884	—	381,884
2 総 務 費		5,228,816	△114,729	5,114,087
	1 総 務 管 理 費	3,995,451	△114,729	3,880,722
	2 徴 税 費	554,029	—	554,029
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	320,262	—	320,262
	4 選 挙 費	232,445	—	232,445
	5 統 計 調 査 費	94,992	—	94,992
	6 監 査 委 員 費	31,637	—	31,637
3 民 生 費		23,598,244	31,216	23,629,460
	1 社 会 福 祉 費	11,850,831	2,697	11,853,528
	2 児 童 福 祉 費	9,893,459	28,519	9,921,978
	3 生 活 保 護 費	1,853,574	—	1,853,574
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		4,062,508	9,835	4,072,343
	1 保 健 衛 生 費	2,556,163	9,835	2,565,998
	2 清 掃 費	1,506,345	—	1,506,345
5 労 働 費		14,450	—	14,450

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	14,450	—	14,450
6 農林水産業費		51,289	—	51,289
	1 農林費	51,289	—	51,289
7 商工費		494,317	—	494,317
	1 商工費	494,317	—	494,317
8 土木費		3,570,390	14,308	3,584,698
	1 土木管理費	501,907	—	501,907
	2 道路橋りょう費	480,699	—	480,699
	3 河川費	44,599	—	44,599
	4 都市計画費	2,371,560	14,308	2,385,868
	5 住宅費	171,257	—	171,257
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,400,295	—	1,400,295
	1 消防費	1,400,295	—	1,400,295
10 教育費		5,984,344	35,086	6,019,430
	1 教育総務費	1,640,321	32,118	1,672,439
	2 小学校費	928,562	—	928,562
	3 中学校費	381,190	—	381,190

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	239,644	—	239,644
	5 給食センター費	908,473	—	908,473
	6 社会教育費	1,886,154	2,968	1,889,122
11 公債費		3,753,882	—	3,753,882
	1 公債費	3,753,882	—	3,753,882
12 諸支出金		87,104	—	87,104
	1 防災費	87,104	—	87,104
13 予備費		135,094	22,236	157,330
	1 予備費	135,094	22,236	157,330
歳出合計		48,762,617	△2,048	48,760,569

## 地 方 債

起債の目的	補正前 の額	補正額	計	起債の方法	利率	借入先	償還の方法			
							償還期限	据置期間	償還方法	その他
防災対策事業	千円 12,000	千円 —	千円 12,000	普通貸借又は 証券発行	%以内 7	政府 大阪府 銀行 その他	年以内 30	年以内 3	年賦又は半年賦 元金又は元利均 等その他  市財政等の都合により 翌年度以降の発行、償 還方法の変更をす ることができる。  利率見直し方式で借入 れる場合は、利率見直 しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率を適用することが できる。	
多世代交流施設整備事業	828,700	—	828,700	〃	7	〃	30	3		
清掃運搬施設整備事業	8,200	—	8,200	〃	7	〃	30	3		
土木事業	130,600	—	130,600	〃	7	〃	20	3		
都市計画事業	385,000	—	385,000	〃	7	〃	30	3		
社会教育施設整備事業	353,000	△ 100	352,900	〃	7	〃	20	3		
学校教育施設等整備事業	131,000	—	131,000	〃	7	〃	25	3		
計	1,848,500	△ 100	1,848,400							

## 歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	26,061,221	—	26,061,221
人件費	9,362,980	—	9,362,980
扶助費	12,944,359	—	12,944,359
公債費	3,753,882	—	3,753,882
投資的経費	3,688,754	—	3,688,754
その他	19,012,642	△ 2,048	19,010,594
物件費	8,701,356	—	8,701,356
その他	10,311,286	△ 2,048	10,309,238
合 計	48,762,617	△ 2,048	48,760,569

一般会計

令和7年度 補正第16号		歳出款別節別内訳表													(単位：千円)
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1	報酬	160,107	168,425	357,460	103,398	1,460	8,489	15,208	22,692	21,331	1,079,468		123		1,938,161
2	給料	34,981	685,563	583,266	298,172	3,321	11,001	3,854	193,687	536,267	564,191				2,914,303
3	職員手当等	99,854	693,201	551,492	272,716	2,852	10,484	8,688	176,928	488,499	756,794		4,953		3,066,461
4	共済費	54,890	292,793	272,047	131,559	1,084	4,470	4,761	76,512	204,749	400,760				1,443,625
5	災害補償費		300							100	30				430
6	恩給及び退職年金														
7	報償費	121	151,928	23,942	48,258		700	1,720	520	3,789	59,111		1,144		291,233
8	旅費	2,408	17,520	10,165	6,376	14	306	1,441	2,488	3,189	36,244				80,151
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085
10	需用費	5,505	245,022	84,377	429,501	106	8,467	5,407	97,422	47,365	402,410		24,104		1,349,686
11	役務費	1,166	170,601	46,396	14,427	69	209	3,192	2,071	7,112	29,770		6,087		281,100
12	委託料	6,507	1,677,665	720,844	1,441,384		932	262,153	755,654	5,221	1,302,310		10,210		6,182,880
13	使用料及び賃借料	1,299	620,073	41,638	13,409		170	2,147	140,884	2,905	258,755		14		1,081,294
14	工事請負費			1,624,000				29,000	1,029,000		566,000				3,248,000
15	原材料費			223	138				437	69	4,141				5,008
16	公有財産購入費														
17	備品購入費	195	7,412	6,217	13,703		47		429	5,454	50,624		25,330		109,411
18	負担金補助及び交付金	13,851	187,528	2,977,354	93,624	5,544	3,673	18,711	90,372	57,187	426,760		14,638		3,889,242
19	扶助費		93	12,819,326	86,991						37,949				12,944,359
20	貸付金			2,224				138,000							140,224
21	補償補填及び賠償金		100	200	8,709				3,030		5,550				17,589
22	償還金利子及び割引料		51,025	197,551	31,060						2,983	3,753,882	394		4,036,895
23	投資及び出資金														
24	積立金		143,160	35,786	22,935			35	14,492		35,086		107		251,601
25	寄附金														
26	公課費		78	33	691					966	9				1,777
27	繰出金			3,274,919	1,055,292		2,341		978,080	16,092					5,326,724
	予備費													157,330	157,330
	( )%	(0.8)	(10.5)	(48.5)	(8.4)	(0.0)	(0.1)	(1.0)	(7.3)	(2.9)	(12.3)	(7.7)	(0.2)	(0.3)	(100.0)
	計	381,884	5,114,087	23,629,460	4,072,343	14,450	51,289	494,317	3,584,698	1,400,295	6,019,430	3,753,882	87,104	157,330	48,760,569

一般会計

令和7年度		補正第16号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義務的経費				投資的経費	その他の経費		合計
		人件費	扶助費	公債費	小計		物件費	その他	
1	報酬	1,938,161			1,938,161				1,938,161
2	給料	2,914,303			2,914,303				2,914,303
3	職員手当等	3,066,461			3,066,461				3,066,461
4	共済費	1,443,625			1,443,625				1,443,625
5	災害補償費	430			430				430
6	恩給及び退職年金								
7	報償費							291,233	291,233
8	旅費						80,151		80,151
9	交際費						3,085		3,085
10	需用費					130,000	1,219,686		1,349,686
11	役務費						281,100		281,100
12	委託料					248,161	5,934,719		6,182,880
13	使用料及び賃借料					2,098	1,079,196		1,081,294
14	工事請負費					3,248,000			3,248,000
15	原材料費						5,008		5,008
16	公有財産購入費								
17	備品購入費					11,000	98,411		109,411
18	負担金補助及び交付金					30,751		3,858,491	3,889,242
19	扶助費		12,944,359		12,944,359				12,944,359
20	貸付金							140,224	140,224
21	補償補填及び賠償金							17,589	17,589
22	償還金利子及び割引料			3,753,882	3,753,882			283,013	4,036,895
23	投資及び出資金								
24	積立金							251,601	251,601
25	寄附金								
26	公課費							1,777	1,777
27	繰出金					18,744		5,307,980	5,326,724
	予備費							157,330	157,330
	計 ( )%	(19.2)	(26.5)	(7.7)	(53.4)	(7.6)	(17.9)	(21.1)	(100.0)
		9,362,980	12,944,359	3,753,882	26,061,221	3,688,754	8,701,356	10,309,238	48,760,569

みんなで作るまちの寄付金関係 補正予算参考資料

令和7年度 みんなで作るまちの寄付内訳			事業充当額 (千円)	基金積立内訳	
寄付指定事業	件数	金額(千円)		基金名	積立額(千円)
消防の充実に関する事業	84	31,906	-	みんなで作るまち推進基金	107,521
地域コミュニティの推進に関する事業	30	998	-		
商工、農林及び園芸の振興に関する事業	72	1,460	-		
観光の振興に関する事業	194	3,651	-		
郷土の歴史・文化・遺産を守り伝える事業	198	5,521	-		
ウォンバットと五月山の未来を守るため	1,239	28,803	-		
大型遊具設置事業	82	2,796	-		
いけだピアまるセンターを未来へつなぐ保全修繕プロジェクト	890	27,959	26,050		
指定無し	1,119	29,777	-		
まち・ひと・しごと創生事業(企業版ふるさと納税)	12	7,442	6,742		
市民安全の充実に関する事業	325	7,216	-	世界に誇れる安全で安心なまちづくり基金	7,216
公益活動の促進に関する事業	21	440	-	公益活動促進基金	440
文化の振興に関する事業	66	2,040	-	文化振興基金	2,040
環境の保全及び改善に関する事業(環境関係)	125	2,935	-	環境基金	2,935
環境の保全及び改善に関する事業(緑化関係)	34	4,153	-	緑化基金	4,153
保健福祉の充実に関する事業	120	2,697	-	福祉基金	2,697
子育て支援の充実に関する事業	1,185	28,519	-	子ども・子育て基金	28,519
公共施設の充実に関する事業	67	4,924	-	公共施設整備基金	4,924
教育の充実に関する事業	253	5,602	-	教育振興基金	32,118
不登校児童生徒のための学校支援体制拡充事業	304	6,736	-		
中学生の部活動の地域移行	1,272	29,247	10,532		
くれは音楽堂の耐震補強・設備更新のため	30	1,151	86	スポーツ振興基金	2,968
スポーツの振興に関する事業	117	2,968	-		
がんがら火祭りの継続的な開催のため	43	1,239	1,239		
高齢者健康維持・増進事業	139	3,875	3,875		
ひきこもり支援事業のため	149	3,432	3,432		
官民連携による未来のまちづくり事業	37	1,345	1,345		
市立池田病院による地域医療提供体制の充実・強化のため	198	6,900	6,900		
計	8,405	255,732	60,201	計	195,531

報告第8号

## 債権の放棄に係る報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、池田市債権管理条例（平成30年池田市条例第3号）第7条の規定により市の債権を放棄したので、同条例第8条の規定により報告する。

令和8年5月14日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

令和7年度中に放棄した市の債権について報告するものである。

池田市債権管理条例（平成30年池田市条例第3号。以下「条例」という。）  
 第7条各号のいずれかに該当することにより、令和7年度中に放棄した非強制  
 徴収債権及びその履行の遅滞に係る延滞金、遅延損害金その他の徴収金は以下  
 のとおりである。

放棄する債権の名称（所属）			福祉貸付資金〔生活資金貸付金〕（福祉部）	
債権放棄年月日			令和8年3月4日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
1	昭和53年11月1日	172,500	条例第7条第3号（消滅時効）	
2	平成20年10月6日	110,000	条例第7条第3号（消滅時効）	
	計	282,500		

放棄する債権の名称（所属）			住宅使用料（まちづくり環境部）	
債権放棄年月日			令和8年3月4日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
1	平成29年9月1日	69,010	条例第7条第3号（消滅時効）	
2	令和2年1月1日	215,650	条例第7条第3号（消滅時効）	
3	令和2年2月1日	163,000	条例第7条第3号（消滅時効）	
	計	447,660		

放棄する債権の名称（所属）			使用料（市立池田病院事務局）	
債権放棄年月日			令和8年3月16日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
1	平成27年12月31日	51,970	条例第7条第3号（消滅時効）	
2	平成28年8月18日	696,955	条例第7条第3号（消滅時効）	
3	平成28年9月22日	43,414	条例第7条第3号（消滅時効）	
4	平成29年4月25日	26,670	条例第7条第3号（消滅時効）	
5	平成29年4月30日	33,800	条例第7条第3号（消滅時効）	
6	平成29年5月31日	84,106	条例第7条第3号（消滅時効）	
7	平成29年6月30日	88,699	条例第7条第3号（消滅時効）	
8	平成29年7月31日	74,426	条例第7条第3号（消滅時効）	
9	平成29年8月31日	119	条例第7条第3号（消滅時効）	
10	平成29年8月31日	222,158	条例第7条第3号（消滅時効）	
11	平成29年9月7日	5,416	条例第7条第3号（消滅時効）	
12	平成29年9月30日	83,573	条例第7条第3号（消滅時効）	
13	平成29年10月31日	97,805	条例第7条第3号（消滅時効）	
14	平成29年11月30日	95,596	条例第7条第3号（消滅時効）	
15	平成29年12月31日	97,429	条例第7条第3号（消滅時効）	
16	平成30年1月20日	15,040	条例第7条第3号（消滅時効）	
17	平成30年3月18日	33,600	条例第7条第3号（消滅時効）	

番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
18	令和2年4月9日	23,790	条例第7条第3号(消滅時効)	
19	令和2年4月13日	7,900	条例第7条第3号(消滅時効)	
20	令和2年6月30日	219,976	条例第7条第3号(消滅時効)	
21	令和2年7月10日	130,281	条例第7条第3号(消滅時効)	
22	令和2年7月28日	30	条例第7条第3号(消滅時効)	
23	令和2年9月24日	3,920	条例第7条第3号(消滅時効)	
24	令和2年10月15日	1,200	条例第7条第3号(消滅時効)	
25	令和2年12月21日	1,170	条例第7条第3号(消滅時効)	
26	令和6年10月9日	26,650	条例第7条第1号(破産・免責)	令和7年11月7日免責許可決定
	計	2,165,693		

放棄する債権の名称(所属)			使用料〔水道料金及びメーター料〕(上下水道部)	
債権放棄年月日			令和8年3月19日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
1	平成23年7月28日	305,093	条例第7条第3号(消滅時効)	
2	平成26年9月17日	146,380	条例第7条第3号(消滅時効)	
3	平成27年5月18日	146,440	条例第7条第3号(消滅時効)	
4	平成28年9月28日	2,052	条例第7条第3号(消滅時効)	
5	平成28年11月16日	10,932	条例第7条第3号(消滅時効)	
6	平成29年3月28日	2,872	条例第7条第3号(消滅時効)	
7	平成29年9月28日	305,312	条例第7条第3号(消滅時効)	
8	平成31年4月16日	8,001	条例第7条第3号(消滅時効)	
9	平成31年4月16日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
10	平成31年4月16日	3,282	条例第7条第3号(消滅時効)	
11	平成31年4月16日	9,286	条例第7条第3号(消滅時効)	
12	平成31年4月16日	3,066	条例第7条第3号(消滅時効)	
13	平成31年4月16日	4,599	条例第7条第3号(消滅時効)	
14	平成31年4月16日	33,593	条例第7条第3号(消滅時効)	
15	平成31年4月16日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
16	平成31年4月16日	4,773	条例第7条第3号(消滅時効)	
17	平成31年4月16日	2,683	条例第7条第3号(消滅時効)	
18	平成31年4月16日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
19	令和元年5月8日	1,231	条例第7条第3号(消滅時効)	
20	令和元年5月8日	162	条例第7条第3号(消滅時効)	
21	令和元年5月8日	162	条例第7条第3号(消滅時効)	
22	令和元年5月8日	1,231	条例第7条第3号(消滅時効)	
23	令和元年5月8日	1,614	条例第7条第3号(消滅時効)	
24	令和元年5月8日	1,614	条例第7条第3号(消滅時効)	
25	令和元年5月8日	2,322	条例第7条第3号(消滅時効)	
26	令和元年5月8日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
27	令和元年5月8日	27,442	条例第7条第3号(消滅時効)	
28	令和元年5月8日	6,132	条例第7条第3号(消滅時効)	
29	令和元年5月8日	3,282	条例第7条第3号(消滅時効)	

番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
30	令和元年5月8日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
31	令和元年5月8日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
32	令和元年5月16日	2,299	条例第7条第3号(消滅時効)	
33	令和元年5月16日	3,282	条例第7条第3号(消滅時効)	
34	令和元年5月16日	6,154	条例第7条第3号(消滅時効)	
35	令和元年5月16日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
36	令和元年5月16日	3,282	条例第7条第3号(消滅時効)	
37	令和元年5月16日	982	条例第7条第3号(消滅時効)	
38	令和元年5月16日	3,477	条例第7条第3号(消滅時効)	
39	令和元年5月16日	11,717	条例第7条第3号(消滅時効)	
40	令和元年5月16日	2,181	条例第7条第3号(消滅時効)	
41	令和元年5月28日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
42	令和元年5月28日	1,684	条例第7条第3号(消滅時効)	
43	令和元年5月28日	10,075	条例第7条第3号(消滅時効)	
44	令和元年5月28日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
45	令和元年5月28日	6,501	条例第7条第3号(消滅時効)	
46	令和元年5月28日	1,916	条例第7条第3号(消滅時効)	
47	令和元年5月28日	129,996	条例第7条第3号(消滅時効)	
48	令和元年5月28日	2,127	条例第7条第3号(消滅時効)	
49	令和元年5月28日	6,755	条例第7条第3号(消滅時効)	
50	令和元年5月28日	6,564	条例第7条第3号(消滅時効)	
51	令和元年5月28日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
52	令和元年5月28日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
53	令和元年6月18日	6,564	条例第7条第3号(消滅時効)	
54	令和元年6月18日	8,001	条例第7条第3号(消滅時効)	
55	令和元年6月28日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
56	令和元年6月28日	216	条例第7条第3号(消滅時効)	
57	令和元年6月28日	6,543	条例第7条第3号(消滅時効)	
58	令和元年6月28日	4,599	条例第7条第3号(消滅時効)	
59	令和元年6月28日	4,923	条例第7条第3号(消滅時効)	
60	令和元年6月28日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
61	令和元年6月28日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
62	令和元年7月17日	50,715	条例第7条第3号(消滅時効)	
63	令和元年7月17日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
64	令和元年7月17日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
65	令和元年7月17日	3,390	条例第7条第3号(消滅時効)	
66	令和元年7月30日	7,839	条例第7条第3号(消滅時効)	
67	令和元年7月30日	3,282	条例第7条第3号(消滅時効)	
68	令和元年7月30日	4,923	条例第7条第3号(消滅時効)	
69	令和元年7月30日	1,640	条例第7条第3号(消滅時効)	
70	令和元年7月30日	2,683	条例第7条第3号(消滅時効)	
71	令和元年7月30日	1,231	条例第7条第3号(消滅時効)	
72	令和元年8月16日	6,176	条例第7条第3号(消滅時効)	

番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
73	令和元年8月16日	4,599	条例第7条第3号(消滅時効)	
74	令和元年8月28日	6,300	条例第7条第3号(消滅時効)	
75	令和元年8月28日	22,171	条例第7条第3号(消滅時効)	
76	令和元年8月28日	4,513	条例第7条第3号(消滅時効)	
77	令和元年8月28日	3,768	条例第7条第3号(消滅時効)	
78	令和元年8月28日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
79	令和元年8月28日	14,211	条例第7条第3号(消滅時効)	
80	令和元年8月28日	6,595	条例第7条第3号(消滅時効)	
81	令和元年8月28日	4,335	条例第7条第3号(消滅時効)	
82	令和元年9月18日	4,954	条例第7条第3号(消滅時効)	
83	令和元年9月18日	2,380	条例第7条第3号(消滅時効)	
84	令和元年9月18日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
85	令和元年9月18日	5,423	条例第7条第3号(消滅時効)	
86	令和元年9月18日	4,628	条例第7条第3号(消滅時効)	
87	令和元年9月30日	15,355	条例第7条第3号(消滅時効)	
88	令和元年9月30日	54	条例第7条第3号(消滅時効)	
89	令和元年9月30日	4,954	条例第7条第3号(消滅時効)	
90	令和元年9月30日	8,311	条例第7条第3号(消滅時効)	
91	令和元年9月30日	6,626	条例第7条第3号(消滅時効)	
92	令和元年9月30日	3,708	条例第7条第3号(消滅時効)	
93	令和元年9月30日	3,282	条例第7条第3号(消滅時効)	
94	令和元年9月30日	1,539	条例第7条第3号(消滅時効)	
95	令和元年9月30日	34,830	条例第7条第3号(消滅時効)	
96	令和元年10月16日	10,121	条例第7条第3号(消滅時効)	
97	令和元年10月16日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
98	令和元年10月29日	783	条例第7条第3号(消滅時効)	
99	令和元年10月29日	1,566	条例第7条第3号(消滅時効)	
100	令和元年10月29日	810	条例第7条第3号(消滅時効)	
101	令和元年10月29日	3,228	条例第7条第3号(消滅時効)	
102	令和元年10月29日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
103	令和元年10月29日	4,954	条例第7条第3号(消滅時効)	
104	令和元年10月29日	6,858	条例第7条第3号(消滅時効)	
105	令和元年10月29日	5,346	条例第7条第3号(消滅時効)	
106	令和元年10月29日	4,954	条例第7条第3号(消滅時効)	
107	令和元年10月29日	2,322	条例第7条第3号(消滅時効)	
108	令和元年10月29日	4,954	条例第7条第3号(消滅時効)	
109	令和元年10月29日	862,546	条例第7条第3号(消滅時効)	
110	令和元年11月18日	7,421	条例第7条第3号(消滅時効)	
111	令和元年11月18日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
112	令和元年11月18日	4,985	条例第7条第3号(消滅時効)	
113	令和元年11月18日	2,322	条例第7条第3号(消滅時効)	
114	令和元年11月18日	3,119	条例第7条第3号(消滅時効)	
115	令和元年11月18日	797	条例第7条第3号(消滅時効)	

番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
116	令和元年11月18日	12,975	条例第7条第3号(消滅時効)	
117	令和元年11月18日	3,095	条例第7条第3号(消滅時効)	
118	令和元年11月18日	4,657	条例第7条第3号(消滅時効)	
119	令和元年11月28日	2,508	条例第7条第3号(消滅時効)	
120	令和元年11月28日	4,566	条例第7条第3号(消滅時効)	
121	令和元年11月28日	4,657	条例第7条第3号(消滅時効)	
122	令和元年11月28日	8,267	条例第7条第3号(消滅時効)	
123	令和元年11月28日	3,313	条例第7条第3号(消滅時効)	
124	令和元年12月17日	3,313	条例第7条第3号(消滅時効)	
125	令和元年12月17日	3,313	条例第7条第3号(消滅時効)	
126	令和元年12月17日	3,313	条例第7条第3号(消滅時効)	
127	令和2年1月6日	55	条例第7条第3号(消滅時効)	
128	令和2年1月6日	1,595	条例第7条第3号(消滅時効)	
129	令和2年1月6日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
130	令和2年1月6日	2,477	条例第7条第3号(消滅時効)	
131	令和2年1月6日	3,313	条例第7条第3号(消滅時効)	
132	令和2年1月6日	825	条例第7条第3号(消滅時効)	
133	令和2年1月6日	5,229	条例第7条第3号(消滅時効)	
134	令和2年1月16日	2,089	条例第7条第3号(消滅時効)	
135	令和2年1月16日	10,131	条例第7条第3号(消滅時効)	
136	令和2年1月16日	3,344	条例第7条第3号(消滅時効)	
137	令和2年1月16日	3,124	条例第7条第3号(消滅時効)	
138	令和2年1月16日	3,344	条例第7条第3号(消滅時効)	
139	令和2年1月16日	880	条例第7条第3号(消滅時効)	
140	令和2年1月16日	6,314	条例第7条第3号(消滅時効)	
141	令和2年1月16日	21,109	条例第7条第3号(消滅時効)	
142	令和2年1月16日	165	条例第7条第3号(消滅時効)	
143	令和2年1月16日	1,595	条例第7条第3号(消滅時効)	
144	令和2年1月16日	22,968	条例第7条第3号(消滅時効)	
145	令和2年1月28日	5,159	条例第7条第3号(消滅時効)	
146	令和2年1月28日	3,673	条例第7条第3号(消滅時効)	
147	令和2年1月28日	4,114	条例第7条第3号(消滅時効)	
148	令和2年1月28日	2,034	条例第7条第3号(消滅時効)	
149	令和2年1月28日	4,114	条例第7条第3号(消滅時効)	
150	令和2年1月28日	1,562	条例第7条第3号(消滅時効)	
151	令和2年1月28日	2,089	条例第7条第3号(消滅時効)	
152	令和2年1月28日	21,109	条例第7条第3号(消滅時効)	
153	令和2年2月18日	1,253	条例第7条第3号(消滅時効)	
154	令和2年2月18日	1,253	条例第7条第3号(消滅時効)	
155	令和2年2月18日	7,106	条例第7条第3号(消滅時効)	
156	令和2年2月18日	1,595	条例第7条第3号(消滅時効)	
157	令和2年2月18日	1,562	条例第7条第3号(消滅時効)	
158	令和2年2月18日	8,910	条例第7条第3号(消滅時効)	

番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
159	令和2年2月28日	4,730	条例第7条第3号(消滅時効)	
160	令和2年2月28日	3,817	条例第7条第3号(消滅時効)	
161	令和2年2月28日	1,562	条例第7条第3号(消滅時効)	
162	令和2年3月17日	2,222	条例第7条第3号(消滅時効)	
163	令和2年3月17日	1,672	条例第7条第3号(消滅時効)	
164	令和2年3月17日	1,562	条例第7条第3号(消滅時効)	
165	令和2年3月17日	1,562	条例第7条第3号(消滅時効)	
166	令和2年3月17日	1,672	条例第7条第3号(消滅時効)	
167	令和2年3月17日	1,672	条例第7条第3号(消滅時効)	
168	令和2年3月17日	23	条例第7条第3号(消滅時効)	
169	令和2年3月17日	2,508	条例第7条第3号(消滅時効)	
170	令和2年3月17日	2,365	条例第7条第3号(消滅時効)	
171	令和2年3月17日	5,445	条例第7条第3号(消滅時効)	
172	令和2年3月30日	2,332	条例第7条第3号(消滅時効)	
173	令和2年3月30日	1,672	条例第7条第3号(消滅時効)	
174	令和2年3月30日	1,602	条例第7条第3号(消滅時効)	
175	令和2年3月30日	27	条例第7条第3号(消滅時効)	
176	令和2年3月30日	27	条例第7条第3号(消滅時効)	
177	令和2年3月30日	1,952	条例第7条第3号(消滅時効)	
	計	2,716,408		

放棄する債権の名称(所属)			給水工事収益(上下水道部)	
債権放棄年月日			令和8年3月18日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
1	平成22年10月25日	5,554	条例第7条第3号(消滅時効)	
2	平成29年5月2日	5,875	条例第7条第3号(消滅時効)	
3	令和2年6月22日	3,685	条例第7条第3号(消滅時効)	
	計	15,114		

放棄する債権の名称(所属)			手数料〔設計審査手数料〕(上下水道部)	
債権放棄年月日			令和8年3月18日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
1	平成20年9月30日	9,000	条例第7条第3号(消滅時効)	
	計	9,000		

※所属の名称については、債権放棄年月日現在におけるものを表記。

議会提出議案第1号

議長辞職の許可について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第108条の規定により議長辞職を許可する。

令和8年5月14日 提出

池田市議会副議長

三宅正起

選挙第1号

## 議長の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条第1項の規定により本市  
議会議長の選挙を行う。

令和8年5月14日 提出

池田市議会副議長

三宅正起

議会提出議案第 2 号

副議長辞職の許可について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 108 条の規定により副議長辞職を許可する。

令和 8 年 5 月 14 日 提出

池田市議会議長

選挙第2号

## 副議長の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条第1項の規定により本市議会副議長の選挙を行う。

令和8年5月14日 提出

池田市議会議長

議会提出議案第3号

議会運営委員会委員の選任について

池田市議会議会運営委員会条例（平成8年池田市条例第13号）第4条第1項の規定により本市議会議会運営委員会委員の選任を行う。

令和8年5月14日 提出

池田市議会議長

議会提出議案第 4 号

常任委員会委員の選任について

池田市議会常任委員会及び特別委員会条例（平成 9 年池田市条例第 33 号）  
第 5 条第 1 項の規定により本市議会常任委員会委員の選任を行う。

令和 8 年 5 月 14 日 提出

池田市議会議長

- 総務委員会
- 文教病院委員会
- 厚生委員会
- 土木消防委員会

常任委員会委員長の選任について

池田市議会常任委員会及び特別委員会条例（平成9年池田市条例第33号）  
第6条第2項の規定により本市議会常任委員会委員長の選任を行う。

令和8年5月14日 提出

池田市議会議長

- 総務委員会委員長
- 文教病院委員会委員長
- 厚生委員会委員長
- 土木消防委員会委員長

常任委員会副委員長の選任について

池田市議会常任委員会及び特別委員会条例（平成 9 年池田市条例第 3 3 号）  
第 6 条第 2 項の規定により本市議会常任委員会副委員長の選任を行う。

令和 8 年 5 月 1 4 日 提出

池田市議会議長

- 総務委員会副委員長
- 文教病院委員会副委員長
- 厚生委員会副委員長
- 土木消防委員会副委員長

選挙第3号

大阪府都市ボートレース企業団議会議員の選挙について

大阪府都市ボートレース企業団規約（昭和27年8月11日許可）第7条第1項の規定により大阪府都市ボートレース企業団議会議員の選挙を行う。

令和8年5月14日 提出

池田市議会議長

議案第 38 号

## 池田市市税条例の一部改正について

池田市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 5 月 14 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市市税条例の一部を改正する条例（案）

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第13条の2第3項から第6項までの規定中「 $\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下の範囲内において市長が定める割合」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改め、同条第7項中「 $\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{7}{10}$ 以下の範囲内において市長が定める割合」を「 $\frac{3}{5}$ 」に改め、同条第8項及び第9項中「 $\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{5}{6}$ 以下の範囲内において市長が定める割合」を「 $\frac{2}{3}$ 」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市市税条例の一部改正について

- 1 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の改正に伴い、当該特例措置の割合を明示するものであること。

（附則第 13 条の 2 関係）

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第38号 参 考

池田市市税条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>本則（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第13条（略）</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第13条の2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1以上3分の2以下の範囲内において市長が定める割合とする。</u></p> <p>4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1以上3分の2以下の範囲内において市長が定める割合とする。</u></p> <p>5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1以上3分の2以下の範囲内において市長が定める割合とする。</u></p> <p>6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1以上3分の2以下の範囲内において市長が定</u></p>	<p>本則（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第13条（略）</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第13条の2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1とする。</u></p> <p>4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1とする。</u></p> <p>5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1とする。</u></p> <p>6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1とする。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>める割合とする。</u></p> <p>7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1以上10分の7以下の範囲内において市長が定める割合とする。</u></p> <p>8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1以上6分の5以下の範囲内において市長が定める割合とする。</u></p> <p>9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1以上6分の5以下の範囲内において市長が定める割合とする。</u></p> <p>10～16 (略)</p> <p>第14条～第56条 (略)</p>	<p>7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。</p> <p>8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>10～16 (略)</p> <p>第14条～第56条 (略)</p>

池田市監査委員の選任について

下記の者を池田市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名

年 月 日生

※議会運営の都合上、選任する候補者の住所、氏名及び生年月日は表示なし

令和8年5月14日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

池田市監査委員として議会議員のうちから選任されている西垣智氏は、来る令和8年5月31日をもって辞任されるので、その後任を選任するものである。



議案第40号

令和8年度池田市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度池田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120,925千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,176,475千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年5月14日 提出

大阪府池田市市長 瀧澤 智子

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		8,624,988	△63,625	8,561,363
	2 国 庫 補 助 金	722,368	△63,625	658,743
21 市 債		629,900	△57,300	572,600
	1 市 債	629,900	△57,300	572,600
歳 入 合 計		45,297,400	△120,925	45,176,475

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		3,349,611	△127,250	3,222,361
	4 都 市 計 画 費	1,995,319	△127,250	1,868,069
13 予 備 費		150,000	6,325	156,325
	1 予 備 費	150,000	6,325	156,325
歳 出 合 計		45,297,400	△120,925	45,176,475

## 第 2 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
都市再生整備事業	令和 9 年度	148,740千円	令和 9 年度	275,990千円

第3表 地方債補正

補 正 前									
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法				
					償還期限	据置期間	償 還 方 法	そ の 他	
都市再生整備事業	千円 114,500	普通貸借又は 証 券 発 行	%以内 7	政府 大阪府 銀行 その他	年以内 20	年以内 3	年賦又は半年賦 元金又は元利均 等その他	市財政等の都合により 翌年度以降の発行、償 還方法の変更をす ることができる。  利率見直し方式で借入 れる場合は、利率見直 しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率を適用することが できる。	
計	629,900								

補 正 後									
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法				
					償還期限	据置期間	償 還 方 法	そ の 他	
都市再生整備事業	千円 57,200	普通貸借又は 証 券 発 行	%以内 7	政府 大阪府 銀行 その他	年以内 20	年以内 3	年賦又は半年賦 元金又は元利均 等その他	市財政等の都合により 翌年度以降の発行、償 還方法の変更をす ることができる。  利率見直し方式で借入 れる場合は、利率見直 しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率を適用することが できる。	
計	572,600								

## 令和8年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 2 号

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,624,988	△63,625	8,561,363
21 市債	629,900	△57,300	572,600
歳入合計	45,297,400	△120,925	45,176,475

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
8 土木費	3,349,611	△127,250	3,222,361	△63,625	△57,300		△6,325
13 予備費	150,000	6,325	156,325				6,325
歳出合計	45,297,400	△120,925	45,176,475	△63,625	△57,300		0

歲

入

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 土木費国 庫補助金	282,537	△63,625	218,912	3 都市構造再 編集中支援 事業費補助	△63,625	都市構造再編集中支援事業費補助 △63,625 減額
計	722,368	△63,625	658,743			

(款) 21 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 土木債	369,300	△57,300	312,000	3 都市再生整備事業債	△57,300	広場 △57,300 減額
計	629,900	△57,300	572,600			



出

歲

3 歳 出

(款) 8 土 木 費

(項) 4 都 市 計 画 費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
8 都市再生 整備費	254,500	△127,250	127,250	△63,625	△57,300		△6,325	14 工事請負費	△127,250	請負費 △127,250 減額 コミュニティセンター跡 地整備工事
計	1,995,319	△127,250	1,868,069	△63,625	△57,300		△6,325			

(款) 13 予備費

(項) 1 予備費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1 予備費	150,000	6,325	156,325				6,325		予備費 6,325 追加	
計	150,000	6,325	156,325				6,325			



# 參考資料

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		17,531,000	—	17,531,000
	1 市 民 税	8,542,400	—	8,542,400
	2 固 定 資 産 税	6,778,000	—	6,778,000
	3 軽 自 動 車 税	128,600	—	128,600
	4 市 た ば こ 税	550,000	—	550,000
	5 入 湯 税	5,000	—	5,000
	6 都 市 計 画 税	1,525,000	—	1,525,000
	7 旧 法 に よ る 税	2,000	—	2,000
2 地 方 譲 与 税		231,700	—	231,700
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	34,000	—	34,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	132,000	—	132,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	53,000	—	53,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	12,700	—	12,700
3 利 子 割 交 付 金		77,000	—	77,000
	1 利 子 割 交 付 金	77,000	—	77,000
4 配 当 割 交 付 金		226,000	—	226,000
	1 配 当 割 交 付 金	226,000	—	226,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		240,000	—	240,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 株式等譲渡所得割交付金	240,000	—	240,000
6 法人事業税交付金		370,000	—	370,000
	1 法人事業税交付金	370,000	—	370,000
7 地方消費税交付金		2,820,000	—	2,820,000
	1 地方消費税交付金	2,820,000	—	2,820,000
8 ゴルフ場利用税交付金		75,000	—	75,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	75,000	—	75,000
9 環境性能割交付金		4,000	—	4,000
	1 環境性能割交付金	4,000	—	4,000
10 地方特例交付金		147,500	—	147,500
	1 地方特例交付金	147,000	—	147,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地方交付税		6,100,000	—	6,100,000
	1 地方交付税	6,100,000	—	6,100,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		326,584	—	326,584

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 負 担 金	326,584	—	326,584
14 使用料及び手数料		988,620	—	988,620
	1 使 用 料	728,493	—	728,493
	2 手 数 料	259,317	—	259,317
	3 証 紙 収 入	810	—	810
15 国 庫 支 出 金		8,624,988	△63,625	8,561,363
	1 国 庫 負 担 金	7,367,139	—	7,367,139
	2 国 庫 補 助 金	722,368	△63,625	658,743
	3 国 庫 委 託 金	27,819	—	27,819
	4 国 庫 交 付 金	507,662	—	507,662
16 府 支 出 金		4,025,786	—	4,025,786
	1 府 負 担 金	2,919,914	—	2,919,914
	2 府 補 助 金	749,627	—	749,627
	3 府 委 託 金	27,337	—	27,337
	4 府 交 付 金	328,908	—	328,908
17 財 産 収 入		26,731	—	26,731
	1 財 産 運 用 収 入	16,731	—	16,731
	2 財 産 売 払 収 入	10,000	—	10,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄 附 金		206,170	—	206,170
	1 寄 附 金	206,170	—	206,170
19 繰 入 金		1,757,385	—	1,757,385
	1 繰 入 金	1,757,385	—	1,757,385
20 諸 収 入		877,036	—	877,036
	1 延滞金加算金及び過料	20,000	—	20,000
	2 市 預 金 利 子	3,041	—	3,041
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	400,000	—	400,000
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	310,895	—	310,895
21 市 債		629,900	△57,300	572,600
	1 市 債	629,900	△57,300	572,600
歳 入 合 計		45,297,400	△120,925	45,176,475

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		387,893	—	387,893
	1 議 会 費	387,893	—	387,893
2 総 務 費		4,728,381	—	4,728,381
	1 総 務 管 理 費	3,731,755	—	3,731,755
	2 徴 税 費	582,893	—	582,893
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	293,586	—	293,586
	4 選 挙 費	57,851	—	57,851
	5 統 計 調 査 費	25,165	—	25,165
	6 監 査 委 員 費	37,131	—	37,131
3 民 生 費		21,519,846	—	21,519,846
	1 社 会 福 祉 費	9,670,622	—	9,670,622
	2 児 童 福 祉 費	9,826,714	—	9,826,714
	3 生 活 保 護 費	2,022,130	—	2,022,130
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		3,852,205	—	3,852,205
	1 保 健 衛 生 費	2,385,864	—	2,385,864
	2 清 掃 費	1,466,341	—	1,466,341
5 労 働 費		16,295	—	16,295

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	16,295	—	16,295
6 農林水産業費		53,012	—	53,012
	1 農林費	53,012	—	53,012
7 商工費		259,483	—	259,483
	1 商工費	259,483	—	259,483
8 土木費		3,349,611	△127,250	3,222,361
	1 土木管理費	501,199	—	501,199
	2 道路橋りょう費	585,647	—	585,647
	3 河川費	45,471	—	45,471
	4 都市計画費	1,995,319	△127,250	1,868,069
	5 住宅費	221,615	—	221,615
	6 災害防止費	360	—	360
9 消防費		1,525,397	—	1,525,397
	1 消防費	1,525,397	—	1,525,397
10 教育費		5,916,650	—	5,916,650
	1 教育総務費	1,832,613	—	1,832,613
	2 小学校費	830,350	—	830,350
	3 中学校費	436,382	—	436,382

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	271,335	—	271,335
	5 給食センター費	925,719	—	925,719
	6 社会教育費	1,620,251	—	1,620,251
11 公債費		3,503,290	—	3,503,290
	1 公債費	3,503,290	—	3,503,290
12 諸支出金		35,337	—	35,337
	1 防災費	35,337	—	35,337
13 予備費		150,000	6,325	156,325
	1 予備費	150,000	6,325	156,325
	歳出合計	45,297,400	△120,925	45,176,475

## 地 方 債

起債の目的	補正前 の額	補正額	計	起債の方法	利率	借入先	償還の方法				
							償還期限	据置期間	償還方法	その他	
細河コミュニティセンター解体事業	千円 27,700	千円 —	千円 27,700	普通貸借又は 証券発行	%以内 7	政府 大阪府 銀行 その他	年以内 10	年以内 2	年賦又は半年賦 元金又は元利均 等その他	市財政等の都合により 翌年度以降の発行、償 還方法の変更をするこ とができる。  利率見直し方式で借入 れる場合は、利率見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率を適用することがで きる。	
保健福祉総合センター整備事業	29,700	—	29,700	〃	7	〃	30	3			
多世代交流施設整備事業	14,800	—	14,800	〃	7	〃	30	3			
保育所整備事業	48,500	—	48,500	〃	7	〃	30	3			
清掃運搬施設整備事業	8,200	—	8,200	〃	7	〃	30	3			
土木事業	151,200	—	151,200	〃	7	〃	20	3			
都市計画事業	94,500	—	94,500	〃	7	〃	30	3			
都市再生整備事業	114,500	△ 57,300	57,200	〃	7	〃	20	3			
住宅整備事業	9,100	—	9,100	〃	7	〃	25	3			
消防施設整備事業	56,300	—	56,300	〃	7	〃	30	3			
学校教育施設等整備事業	75,400	—	75,400	〃	7	〃	30	3			
計	629,900	△ 57,300	572,600								

## 歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	26,667,844	—	26,667,844
人件費	9,941,659	—	9,941,659
扶助費	13,222,895	—	13,222,895
公債費	3,503,290	—	3,503,290
投資的経費	1,627,740	△ 127,250	1,500,490
その他	17,001,816	6,325	17,008,141
物件費	7,953,083	—	7,953,083
その他	9,048,733	6,325	9,055,058
合 計	45,297,400	△ 120,925	45,176,475

一般会計

令和8年度 補正第2号		歳出款別節別内訳表													(単位：千円)
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1	報酬	162,562	154,880	377,862	107,113	1,465	9,059	13,831	23,763	22,650	1,168,740		123		2,042,048
2	給料	35,882	718,413	620,667	305,065	4,166	11,349	6,652	192,128	549,001	568,628				3,011,951
3	職員手当等	101,803	822,937	589,518	277,514	3,315	10,797	9,793	171,142	491,753	852,654		4,953		3,336,179
4	共済費	54,037	316,451	297,763	136,782	1,676	4,894	5,674	79,344	206,928	447,502				1,551,051
5	災害補償費		300							100	30				430
6	恩給及び退職年金														
7	報償費	111	90,582	23,196	47,179		700	1,720	520	4,891	59,334		638		228,871
8	旅費	4,502	17,201	12,444	6,579	10	303	1,349	2,476	4,444	55,991				105,299
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085
10	需用費	4,837	289,189	94,362	339,819	100	8,802	2,403	98,789	41,731	460,551		13,014		1,353,597
11	役務費	1,201	150,703	35,635	15,322	19	165	354	2,040	6,321	32,931		5,929		250,620
12	委託料	6,548	1,070,124	587,988	1,552,322		943	23,968	644,389	4,662	1,289,734		8,178		5,188,856
13	使用料及び賃借料	1,248	645,443	43,850	13,712		170	2,207	140,120	3,602	243,555		95		1,094,002
14	工事請負費		30,800	110,200					913,250		117,950				1,172,200
15	原材料費			234	138				430	40	4,140				4,982
16	公有財産購入費														
17	備品購入費	111	2,959	5,855	12,253		60		16	108,470	119,574		235		249,533
18	負担金補助及び交付金	14,051	137,809	2,271,529	100,774	5,544	3,744	53,501	105,823	61,784	450,129		1,985		3,206,673
19	扶助費		93	13,093,955	89,760						39,087				13,222,895
20	貸付金			2,224				138,000							140,224
21	補償補填及び賠償金		100	200	3,896				3,030		5,550				12,776
22	償還金利子及び割引料		51,025		1,937						50	3,503,290			3,556,302
23	投資及び出資金														
24	積立金		227,772	3,771	20,000			31	7,874				187		259,635
25	寄附金														
26	公課費			32	768				9	1,128	35				1,972
27	繰出金			3,348,561	821,272		2,026		837,218	17,892					5,026,969
	予備費													156,325	156,325
	( )%	(0.9)	(10.5)	(47.6)	(8.5)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(7.1)	(3.4)	(13.1)	(7.7)	(0.1)	(0.4)	(100.0)
	計	387,893	4,728,381	21,519,846	3,852,205	16,295	53,012	259,483	3,222,361	1,525,397	5,916,650	3,503,290	35,337	156,325	45,176,475

一般会計

令和8年度		補正第2号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義務的経費				投資的経費	その他の経費		合計
		人件費	扶助費	公債費	小計		物件費	その他	
1	報酬	2,042,048			2,042,048				2,042,048
2	給料	3,011,951			3,011,951				3,011,951
3	職員手当等	3,336,179			3,336,179				3,336,179
4	共済費	1,551,051			1,551,051				1,551,051
5	災害補償費	430			430				430
6	恩給及び退職年金								
7	報償費							228,871	228,871
8	旅費						105,299		105,299
9	交際費						3,085		3,085
10	需用費					70,000	1,283,597		1,353,597
11	役務費						250,620		250,620
12	委託料					108,801	5,080,055		5,188,856
13	使用料及び賃借料					1,586	1,092,416		1,094,002
14	工事請負費					1,172,200			1,172,200
15	原材料費						4,982		4,982
16	公有財産購入費								
17	備品購入費					116,504	133,029		249,533
18	負担金補助及び交付金					16,399		3,190,274	3,206,673
19	扶助費		13,222,895		13,222,895				13,222,895
20	貸付金							140,224	140,224
21	補償補填及び賠償金							12,776	12,776
22	償還金利子及び割引料			3,503,290	3,503,290			53,012	3,556,302
23	投資及び出資金								
24	積立金							259,635	259,635
25	寄附金								
26	公課費							1,972	1,972
27	繰出金					15,000		5,011,969	5,026,969
	予備費							156,325	156,325
	計 ( )%	(22.0)	(29.3)	(7.7)	(59.0)	(3.3)	(17.6)	(20.1)	(100.0)
		9,941,659	13,222,895	3,503,290	26,667,844	1,500,490	7,953,083	9,055,058	45,176,475